

所 管 部 課		市民環境部 課税課		部 長		木村 西	
件 名		専決処分の承認について（東大和市税条例の一部を改正する条例）					
		区分	○	1. 審議事項		2. 報告事項	
関 係 事 項	条 例 規 則						
	部 課 機 関						
1. 要 旨 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付けで専決処分した「東大和市税条例の一部を改正する条例」について、同条第3項の規定により、令和6年第2回市議会定例会に報告し、承認を求めるものである。 (1) 主な改正点 ・令和6年度分の個人住民税所得割額から特別税額控除（定額減税）を実施するための規定の新設 ・固定資産税（土地）における現行の負担調整措置を3年間延長する規定の整備 (2) 施行日 令和6年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年3月21日 条例改正を専決処分により行うことについて、令和6年第1回市議会定例会の最終日の会議終了後に、市長から議会に対して説明 令和6年3月30日 地方税法等の一部を改正する法律の公布、持ち回り庁議により条例改正審議、改正条例の専決処分、改正条例の公布 ※文書課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、令和6年第2回市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。